

## 『Q&A 一目でわかる！インボイス制度と電子帳簿保存法』正誤・補正情報

このたびは弊社書籍をお買い上げいただきまして、まことにありがとうございます。  
本書に下記のとおり誤り、および誤解を与えかねない記述がございましたのでお知らせいたします。

読者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

### 【正誤】

ページ・行	誤	正
P.80 2行目	2024年（令和5年）	2024年（令和6年）
P.82 4行目	<u>2024</u> 年（令和5年）	<u>2023</u> 年（令和5年）

### 【補正情報】

Q35とQ40の回答に矛盾が生じています。

Q40の消費税の仕入税額控除については、仕入税額控除が認められるか認められないかという点において、電子データがなくても電子取引から出力した書面でも仕入税額控除が否認されることはない旨の回答になっております。

ただし、所得税法及び法人税法に係る電子帳簿保存法上では、電子取引に該当する請求書等については電子保存（データでの保存）が義務化され、書面での保存は認められなくなりました。

仮に電子取引に該当する請求書等を書面のみで保存した場合、消費税法上の仕入税額控除は適用されますが、電子帳簿保存法に違反したものとされ罰則が科される可能性があることから、実務上は電子帳簿保存法に則り「電子保存」をすることになるかと思われま

す。  
なお、電子取引を行った際の電子保存の義務化については2022年1月1日から施行されておりますが、2023年12月31日までの期間について、電磁的記録の保存要件を満たせない止むを得ない理由がある場合には、従来通りの方法（書面による保存）を認めるとする宥恕措置が設けられております。

それぞれの法律ごとにおける対応での回答を作成したため、上記のような矛盾のある回答となってしまいました。

総合的に電子帳簿保存法と消費税法と併せたQ40の回答について誤解のないように上記のとおり回答として修正させていただきます。